

第12章 附則について

1. 附則の概要

(1) 改正法の施行期日

平成16年1月1日から施行する。ただし、特許関係料金の改定については平成16年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

① 出願・審査請求構造改革関連の改正の経過措置

改定後の新料金は、施行日以後にされる特許出願にかかる出願手数料及び審査請求手数料、施行日以後に審査請求がされる特許出願にかかる特許料に適用する。審査請求手数料の返還及び共有出願も含めた料金の減免措置については、施行日以後の行為に適用する。ただし、従来の特許法等の政令に指定されている独立行政法人が施行日前にした出願に係る特許料・手数料については、改正前の規定を適用する。

② 紛争処理制度改革関連の改正の経過措置

異議申立て、無効審判及び訂正審判等の紛争処理制度関連の改正については、原則として施行日以降に請求されるものについて適用し、施行日前に請求された異議の申立て又は審判については改正前の規定を適用する。ただし、求意見及び意見陳述については、施行日前に請求された無効審判及び施行日に裁判所に係属している審決取消訴訟であっても直ちに適用する。施行日に現に審決取消訴訟が係属している特許についての訂正審判の請求可能期間は、その訴訟が確定するまでは改正前と同様とする。差戻し判決及び差戻し決定があった場合の訂正審判と差戻し後の無効審判中の訂正請求との調整

規定は、施行日以後に請求された無効審判及び当該無効審判の審決取消訴訟から適用する。

(3) 国際調和関連の改正の経過措置

改正後の单一性要件の規定方式については、施行日以後の特許出願から適用する。また、国際出願手続の簡素化の改正規定については、PCT規則改正に併せ施行日以後の国際出願及び国際予備審査の請求から適用する。

(3) 過去の改正法の一部改正及び経過措置

① 出願・審査請求構造改革関連の改正及び経過措置

昭和62年の法改正以前の出願における「発明の数」に係る特許関係料金についても、出願手数料、審査請求手数料及び特許料について同様の改正を行い、その経過措置を定める。

② 紛争処理制度改革関連の改正及び経過措置

平成5年の法改正前の旧実用新案法は、審査主義を採用しており、特許法と同様の審判制度の構造を有している。したがって、旧実用新案法においても登録異議の申立てと無効審判の統合及びそれに伴う無効審判の請求人適格の拡大、無効審判請求書の請求の理由の要旨変更の例外的容認、訂正審判の請求期間の制限等の改正を行い、その経過措置を定める。

(4) 罰則に関する経過措置

施行日以後にした行為に適用する。

(5) 政令への委任

附則で定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

2. 施行期日（附則第1条）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第百七条、第百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、第二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、第五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

（1）主施行日（平成16年1月1日）から施行するもの

周知期間の確保、早期施行の要請への対応、情報システムの整備等に鑑み、施行日を平成16年1月1日とすることが適当である。

① 異議申立て、無効審判及び訂正審判等の改正

審判等に関する規定の改正については、法曹界、産業界等の関係者に対しての改正法の趣旨・内容の周知、適切な運用を行うために不可欠な運用指針等の作成・公表するために利用者への十分な周知期間を確保する。

② 発明の單一性要件の規定方式の国際調和

発明の單一性要件の規定方式の改正は、特許制度の国際調和の観点から早期に導入されることが望まれる。しかしながら、出願人が適切に対応し、かつ特許庁において的確な運用実施を行うため、審査基準を作成・公表し利用者への十分な周知期間を確保する。

③ PCT出願の締約国みなし全指定制度の導入

第31回PCT同盟総会で採択されたPCT規則改正は、平成16年1月1日に発効することとなっており、基本的に平成16年1月1日以降の国際出願に適用される。このため、PCT規則改正に伴う今回の法律改正についても同様に平成16年1月1日からの施行とする。

(2) 平成16年4月1日から施行するもの

特許関係料金の改定、審査請求手数料の返還制度の導入、減免措置の見直しは、出願・審査請求構造改革の一環であり、可及的速やかに施行することが望ましいが、一方で、今改正は多方面に影響するものであり、円滑な施行を行うためには、出願人等への十分な周知期間を確保することが必要である。また、特許庁における情報システムの整備には一定期間を要し、特許特別会計の歳入の増減を予算に反映させる必要性がある。これらの点に鑑み、直近の新会計年度が開始される平成16年4月1日を施行日とする。

3. 特許法の改正に伴う経過措置（附則第2条）

(1) 発明の單一性の規定方式の改正に伴う経過措置（第1項）

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）

第三十七条の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、

この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

2～15 (略)

施行前にされた特許出願については、法的安定性の観点から、改正前の特許法の規定を適用することとした。

(2) 特許関係料金の改定に伴う経過措置

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

- 2 新特許法第百七条第一項の規定は、前条ただし書第二号に規定する日（以下「一部施行日」という。）以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、一部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第百七条第一項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 新特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。）に係る手数料について適用し、一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る手数料については、旧特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、なおその効力を有する。
- 4 一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る特許料の納付についての新特許法第百七条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新特許法第百九十五条第四項及び第五項（これらの規定を第五条の規定による改正

後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第四項において準用する場合を含む。) 並びに第六項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等(特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号) 第一条の規定による改正前の特許法第百七条第四項に規定する国等をいう。)」とする。

5 共有に係る特許権について一部施行日前に既に納付した特許料又は一部施行日前に納付すべきであった特許料(旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、新特許法第百七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求の手数料の返還についての新特許法第百九十五条第九項の規定の適用については、同項中「次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達」とあるのは、「次に掲げる命令、通知、査定の謄本の送達又は特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号) 第一条の規定による改正前の特許法第五十三条第一項の規定による決定の謄本の送達」とする。

7～15 (略)

① 出願手数料・審査請求手数料・特許料(第2項、第3項)

今改正による特許関係料金の改定は、出願ごとの各料金間のバランスを変更することにより、全体として費用負担の不均衡を解消し、適切な出願・審査請求を促進するものである。過去の特許関係料金の改定においては、施行日以後の手続において全て新料金が適用されてきたが、今回の改定について同様の適用を行うと、費用負担の不均衡を適切に是正することができなくなる等の弊害が生じる。したがって、各料金ごとに以下のような経過措置を講じた。

・出願手数料

出願手数料は、施行日以後の出願に対して新料金を適用することとした。

・審査請求手数料

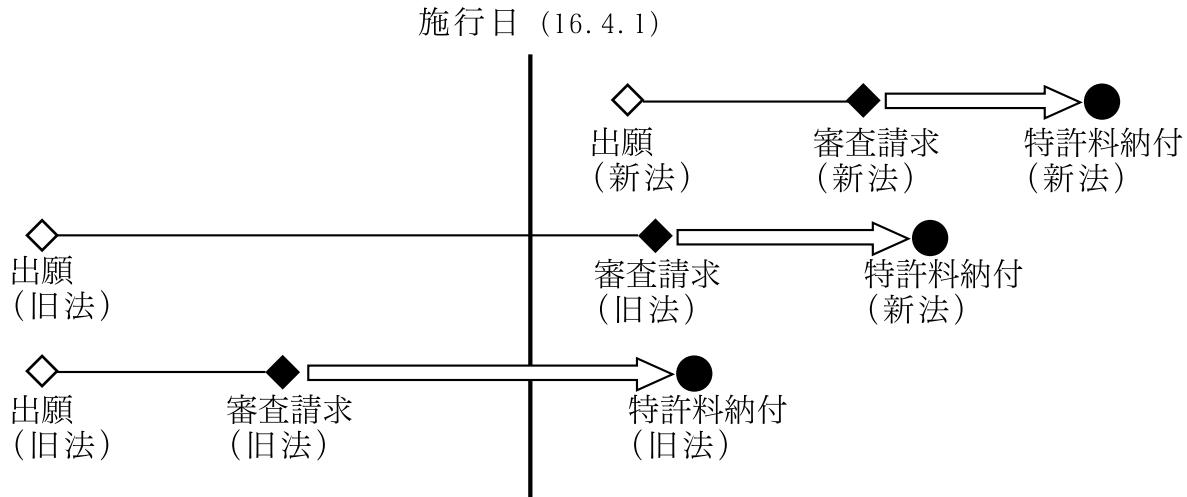
審査請求手数料は、今回の改定において引き上げとなるが、施行日以後の審査請求全てに適用すると、旧料金を前提に特許庁へ出願を行った出願人にとっては想定外の負担増となる。また、今回の改定は、出願ごとの各料金間のバランスを見直すことにより費用負担の不均衡の是正を目的とするものである。以上より、施行日以後の出願に対して改定後の審査請求手数料を適用することとした。

・特許料

特許料は、出願ごとの各料金間のバランスを見直すという今改正の趣旨を踏まえれば、出願手数料及び審査請求手数料と同様に、施行日以後の出願に対して新たな特許料を適用することが望ましい。しかし、このような適用を行った場合、特許料引下げによる効果は審査請求手数料引上げ効果の影響後に現れこととなるため、現行料金体系から新料金体系への移行期においては、特許庁の歳入が一時的に増大し、それに対応して出願人においては負担が一時的に増大する。このような急激な変動を回避するためには、新たな審査請求手数料に伴う歳入の漸増に伴って、新特許料に伴う歳入減が漸進的に拡大することがより望ましい。

今回の特許料の改定は特許料を引下げるものであり、出願人にとっては利益的な改定であることからも、新特許料は他の手数料よりも前倒しで適用し、施行日以後に審査請求を行った出願に係る特許権について適用することとした。

(特許関係料金の経過措置による適用法)



・分割出願・変更出願についての適用

費用負担の不均衡を解消し、適切な出願・審査請求を促進する今回の改定の趣旨は、分割出願や変更出願においても共通である。また、分割要件等を満たすかどうかによって出願日の遡及効果の有無に変動が生じるため、適用する料金体系が不安定となる。したがって、特許法第44条第2項（分割出願）及び第46条第5項（変更出願）の規定により原出願の時にしたものとみなされる出願についても、改定後の料金の適用については、現実の出願日及び審査請求日を基準に判断することとした。

② 独立行政法人の納付すべき料金についての経過措置（第4項）

今改正前は、政令において指定されていた独立行政法人は、特許料や手数料等の料金納付義務がない制度を前提に出願又は特許登録しており、それについても施行後は新法を適用して料金を納付すべきこととすると、当該独立行政法人にとって想定外の大きな負担が生じる。したがって、改正法の施行後は当該独立行政法人が納付すべき料金であっても、施行日前の出願に係るものであれば、特許法第107条第2項及び第195条第4項の規定中「国」を「国等（改正前の特許法第107条第4項に規定する国等をいう。）」として適用し、特許料や手数料等の料金納付義務がないものとした。

また、共有出願に係る料金の減免措置に関する規定(特許法第107条第3項、第195条第5項及び第6項)についても同様に、施行後に納付すべき料金であっても、施行日前にされた独立行政法人を含む共有出願に係るものについては、改正後の特許法第107条第3項及び第195条第5項の規定中「国」を「国等（旧特許法第107条第4項に規定する国等をいう。）」として適用し、当該独立行政法人の持分については納付義務がないこととした。

③ 共有の場合の特許料の猶予・追納の扱い（第5項）

今改正において、共有に係る特許権の減免措置の見直しを行った結果、施行日前に納付すべき特許料について施行後に追納する場合、改正後の共有にかかる特許権の減免措置を基準として追納できることとなると、施行前に納付をした者との間で公平を失すこととなる。したがって、施行日前に納付すべきものであって施行日以後に追納する特許料については、改正前の特許法に基づいて納付すべきものとした。

【猶予・追納に係る経過措置】

猶予措置、追納措置があるのは特許料のみであり、審査請求の手数料等の手数料については、手続時点で納付義務及び納付期限が決まることから、経過措置は不要である。

④ 審査請求手数料の返還（第6項）

審査請求手数料の一部返還については、施行日以後の返還請求に対して返還を行うこととし、経過措置は設けない。

なお、特許出願を放棄し又は取り下げた後6月以内に返還請求があった場合に審査請求手数料の一部を返還することから、実質的には施行日の6月前にあたる平成15年10月1日以後に放棄又は取下げがなされた特許出願が返還請求の対象となり得る。

返還請求が可能な期間については、本則条文上に挙げられている4種類の

出願人への通知のうち最も早いものを受け取るまでと規定されているが、平成5年の法改正の施行前にした特許出願については、「補正の却下の決定の謄本の送達（平成5年の法改正前の特許法第53条第1項）」が出願人が受け取る最初の通知となり得るため、これを改正後の特許法第195条第6項の規定する命令、通知又は謄本の送達に加える旨を規定することとした。

【平成5年の特許法等一部改正について】

従来は、補正が要旨変更と認定された場合にその補正を却下する旨が規定されていたが、平成5年の一部改正により、制度の国際的調和、迅速な権利付与の実現の観点から、不適法な補正である新規事項を追加する補正がなされた場合には、これを特許出願の拒絶の理由（特許法第49条第1号）とすることとされたため、補正却下の処分はなされないこととなった。ただし、第2回目以降の拒絶理由通知に対する補正が不適法であることが特許査定の謄本の送達前に認められた場合には、当該補正を却下することとした。

(3) 紛争処理制度の改正に伴う経過措置

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは審判又は再審については、その特許異議の申立て若しくは審判又は再審について決定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は審判の確定した取消決定又は審決に対する再審については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。

- 10 新特許法第百八十二条の規定は、この法律の施行後に請求される特許無効審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された特許法第百二十三条第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
- 11 新特許法第百二十三条第一項第八号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。
- 12 この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての決定が確定していない場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許に係る新特許法第百二十六条第二項の規定の適用については、同項中「特許無効審判が」とあるのは「特許異議の申立て又は特許無効審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「特許無効審判の審決に対する」とあるのは「特許異議の申立てについての特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正前の特許法第百四十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）又は特許無効審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定若しくは審決の取消しの判決」とする。
- 13 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は特許法第百二十三条第一項の審判に係る取消決定又は審決に対する訴えが、この法律の施行の際現に裁判所に係属している場合において、この法律の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間において訂正をする特許に係る新特許法第百二十六条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、新特許法第百二十六条第二項中「特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。
- 14 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「平

成六年改正法」という。)第一条の規定の施行前にした外国語特許出願(平成六年改正法第一条の規定による改正前の特許法第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であって、外国語でされたものを含む。)に係る特許についての平成六年改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成六年改正法第一条の規定による改正前の特許法第百八十四条の十五第一項の審判は、当該特許についてこの法律の施行後にする訂正に係る新特許法第百二十六条第二項(前二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、特許無効審判とみなす。

15 この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての決定のすべてが確定する日前に請求された審判に係る新特許法第百六十八条第一項の規定の適用については、同項中「他の審判」とあるのは、「特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判」とする。

① 原則(第7項、第8項)

今改正のうち、裁判所への求意見及び意見陳述の規定を除き、この法律の施行前に請求された特許異議の申立て、審判、再審については、改正前の規定を適用する。

・特許異議申立て

特許異議申立てを規定した特許法第5章及びその他特許異議申立てに関する規定は削除されるが、本法施行前にされた特許異議申立てについては、その決定が確定するまでは、改正前の規定を適用する。同様に、特許異議申立ての確定した取消決定に対する再審についても、改正前の規定を適用する。

・特許無効審判

特許無効審判に関する今改正事項(請求人適格の拡大、請求の理由の記載要件、理由証拠の追加、審決取消訴訟提起から90日の間になされた訂正審判

を訂正請求に吸収する規定及び審決取消訴訟の差戻し決定の規定)は施行日以後に請求される無効審判に適用し、施行日前に請求された特許無効審判については適用しない。同様に、施行日前に請求された無効審判の確定審決に対する再審についても、改正前の規定を適用する。

ただし、求意見・意見陳述の規定(特許法180条の2)については、施行前に請求された無効審判や再審の審決取消訴訟においても適用する。

・訂正審判

今改正事項である訂正審判の請求期間の制限は、施行日以後に請求される訂正審判に適用し、施行日前に請求された訂正審判については適用しない。同様に、施行日前に請求された訂正審判の確定審決に対する再審についても改正前の規定を適用する。

② 訴訟についての経過措置(第9項、第10項)

特許異議申立ての取消決定に対する訴えや特許異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、改正後の特許異議の申立てに関する事項の削除にかかわらず、改正前の規定を適用する。

また、本改正事項である審決取消訴訟に関する差戻し決定の規定は、施行日前に請求された無効審判の審決に対する審決取消訴訟については適用しない。

③ 施行後に請求される特許無効審判の無効理由についての経過措置(第11項)

改正後の訂正要件に違反する訂正がなされたことを無効理由とする第123条第1項第8号の改正後の規定は、施行後にされた訂正に適用する。

特許異議申立て手続中の訂正請求については、改正法施行後の訂正請求であったとしても、改正後は異議申立制度の廃止に伴い、当然に改正前の第123条第1項第8号を適用する。

施行前に請求された訂正審判、施行日前に請求された無効審判・特許異議

申立ての手続中の訂正請求についての第123条第1項第8号の規定は、改正前の無効理由を適用する。

- ④ 施行後に請求される訂正審判の請求できる時期についての経過措置
・施行前にされた特許異議申立ての決定が確定していない場合の経過措置（第12項）

今改正により特許異議申立ての規定が廃止されるが、特許庁に係属している特許異議申立事件について、施行日以後に当該事件の取消決定取消訴訟が提起された場合の訂正審判の請求時期については、当該事件の取消決定取消訴訟が裁判所に係属してから90日の間となるように、第126条第2項の規定を読み替えて適用する。

【読み替えられた改正後の特許法第126条第2項】

訂正審判は、特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属したときから、その決定又は審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、特許異議の申立てについて特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正前の特許法第百四十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）又は特許無効審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内（当該事件について第百八十二条第一項の規定による取消決定若しくは審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。）は、この限りでない。

- ・施行時に無効審判の審決取消訴訟又は特許異議申立ての取消決定の取消訴訟が裁判所に係属している場合の経過措置（第13項）

今改正事項である訂正審判の請求期間の制限を、施行時に審決又は取消決定の取消訴訟が係属中のものにも適用すると、施行時に訴訟係属後90日を経過している場合には訂正審判を請求することができないこととなる。

このような不都合を回避するために、施行時に審決又は取消決定の取消訴

訟が係属している特許に関する訂正審判の請求可能期間は改正前と同様とするよう経過措置を設ける。

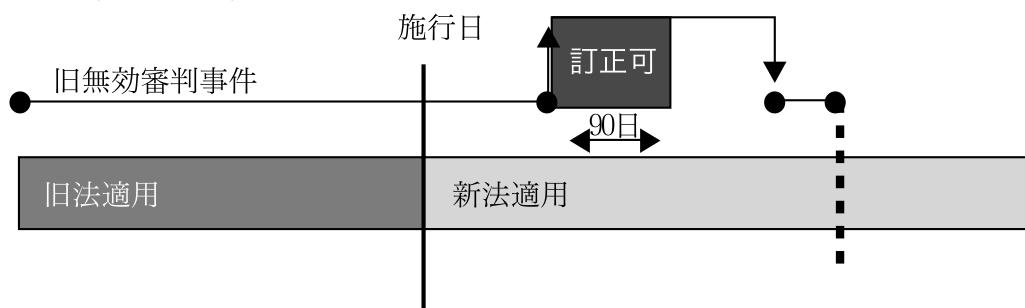
【参考】改正前の特許法第126条第1項

特許権者は、特許異議の申立て又は第百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。(以下略)

【参考】読み替え後の特許法第126条第2項

訂正審判は、特許異議の申立て又は特許無効審判が特許庁に係属している場合は、請求することができない。

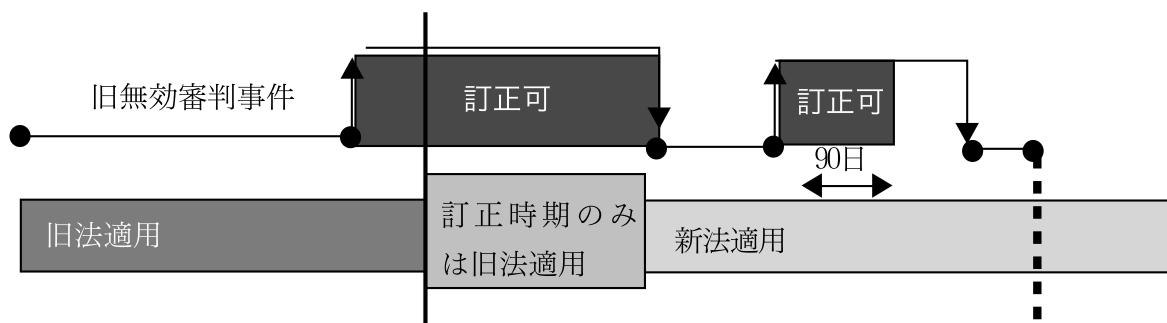
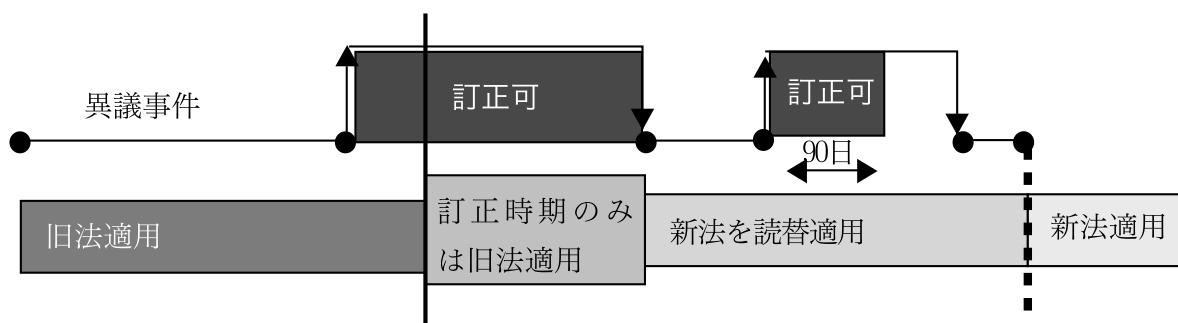
○第126条第2項の適用



○附則第2条第12項の適用



○附則第2条第13項の適用



・平成6年の改正法の施行前にされた外国語特許出願の固有の無効理由についての審判が特許庁に係属している場合の経過措置（第14項）

平成6年の法改正により外国語書面出願が導入されたことに伴い、従来規定されていた外国語特許出願固有の無効理由に関する審判（平成6年の法改正前特許法第184条の15第1項）が廃止された。しかし、平成6年の改正法の附則により、同法施行日前にされた外国語特許出願については、外国語特許出願固有の無効理由による審判請求が可能とされている。

この外国語特許出願固有の無効理由による審判請求が特許庁に係属している場合についても、施行時に特許庁に係属している場合には、訂正審判が請求可能な時期を制限する必要があるため、改正後の第126条第2項の適用（附則第2条第12項及び第13項で読み替える場合を含む）については、平成6年改正前特許法第184条の15第1項の審判を特許無効審判とみなすこととした。

⑤ 特許異議申立ての削除に伴う経過措置（第15項）

改正前の第168条第1項の規定は、審判事件の審理が、特許異議申立てや他の審判に影響される場合や必要と認める場合には、他の事件が確定するまで、当該審理を中止することができる旨規定されていた。

改正後においては、同項の規定から「特許異議申立て」が削除されるが、施行後一定期間は係属中の特許異議申立て事件が存在する。したがって、これらの特許異議申立て事件が全て確定するまでは、審判の審理が、特許異議申立てに影響される場合には、審判の審理を中止することができる旨の経過措置を設けた。

4. 実用新案法の改正に伴う経過措置（附則第3条）

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法（以下この条において「新

実用新案法」という。) 第六条の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

- 2 一部施行日前にした実用新案登録出願（一部施行日以後にする実用新案登録出願であって、実用新案法第十条第三項の規定又は同法第十一第一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願」という。）を除く。）に係る登録料の納付についての新実用新案法第三十一条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新実用新案法第五十四条第三項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第四項に規定する国等をいう。）」とする。
- 3 共有に係る実用新案権について一部施行日前に既に納付した登録料又は一部施行日前に納付すべきであった登録料（第二条の規定による改正前の実用新案法第三十二条の二の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新実用新案法第三十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

(1) 単一性要件の規定方式の改正に伴う経過措置（第1項）

特許法の改正に伴う経過措置と同様の措置を規定した（附則第2条第1項）。

(2) 独立行政法人の納付すべき料金についての経過措置（第2項）

特許法の改正に伴う経過措置（附則第2条第4項）と同様の措置を規定した。

(3) 共有の場合の登録料の猶予・追納の扱い（第3項）

特許法の改正に伴う経過措置（附則第2条第4項、第5項）と同様の措置を規定した。

(4) 紛争処理制度改正に伴う経過措置（第4項、第5項）

実用新案法では、無効審判における請求人適格の拡大、請求の理由の要旨変更の例外的容認、求意見・意見陳述の規定については特許法と同様の改正を行うため、経過措置についても特許法と同様に定めたものである。

5. 意匠法の改正に伴う経過措置（附則第4条）

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第四条 一部施行日前にした意匠登録出願（一部施行日以後にする意匠登録出願であって、意匠法第十条の二第二項（同法第十三条第五項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願」という。）を除く。）に係る登録料の納付についての第三条の規定による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第四十二条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新意匠法第六十七条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等（特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条第四項に規定する国等をいう。）」とする。

2 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又

は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

(1) 独立行政法人の納付すべき料金についての経過措置（第1項）

特許法の改正に伴う経過措置（附則第2条第4項）と同様の措置を規定したものである。

(2) 紛争処理制度の改正に伴う経過措置（第2項、第3項）

意匠法においても、無効審判における請求人適格の拡大、請求の理由の要旨変更の例外的容認、求意見・意見陳述の規定については特許法と同様の改正を行うため、経過措置についても特許法と同様に定めたものである。

6. 商標法の改正に伴う経過措置（附則第5条）

（商標法の改正に伴う経過措置）

第五条 一部施行日前にした商標登録出願（一部施行日以後にする商標登録出願であって、商標法第十条第二項（同法第十一条第五項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の商標登録出願の分割等に係る商標登録出願」という。）を除く。）、商標権の存続期間の更新登録の申請、防護標章登録出願（商標法第六十五条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの（以下「一部施行日前の防護標章登録出願の分割等に係る防護標章登録出願」という。）を除く。）、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法

律第六十八号。以下「平成八年商標法改正法」という。) 附則第十一条第一項に規定する重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願に係る登録料の納付についての第四条の規定による改正後の商標法(以下この条において「新商標法」という。) 第四十条第三項及び第四項の規定(これらの規定を新商標法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項並びに附則第十六条の規定による改正後の平成八年商標法改正法附則第十五条第二項において準用する場合を含む。) 並びに手数料の納付についての新商標法第七十六条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国等(特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)第四条の規定による改正前の商標法第四十条第五項に規定する国等をいう。)」とする。

- 2 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、その審判又は再審について審決が確定するまでは、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、なお従前の例による。

(1) 独立行政法人の納付すべき料金についての経過措置(第1項)

特許法の改正に伴う経過措置(附則第2条第4項)と同様の措置を規定したものである。

(2) 紛争処理制度の改正に伴う経過措置(第2項、第3項)

商標法においては、求意見・意見陳述の規定以外については、特許法と同様な無効審判に関する改正は行わないが、特許法が改正されることに伴って準用関係に変更があるため、審判に関する経過措置を特許法と同様に定めたものである。

7. 国際出願法の改正に伴う経過措置（附則第6条）

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正に伴う経過措置)

- 第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「新国際出願法」という。）第三条第二項、第四条第一項第二号、第七条及び第十条第一項の規定は、この法律の施行後にする国際出願について適用し、この法律の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。
- 2 新国際出願法第十条第二項及び第十四条の規定は、この法律の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

今回のPCT規則改正の効力発生については、当該規則改正案と同時に採択された「効力発生と経過措置に関する決定」において、2004年1月1日に発効することとされ、改正項目に応じて発効日以降の出願から又は発効日以降の国際予備審査の請求から適用される。この決定に従い、国際出願法第3条第2項第2号（国籍記載の緩和）の改正、みなし全指定に関連する第3条第2項第4号から第6号、第4条第1項第2号の改正、第7条第1項第2号及び第2項（一部指定国のみなし取下げ廃止）の改正、第10条第1項（予備審査の請求時期の制限）の改正は施行日以後にする国際出願について適用し、みなし全選択に関連する第10条第2項、第14条の改正は施行日以後にする国際予備審査の請求について適用することとした。

また、今改正が適用されない施行日前の国際出願及び国際予備審査の請求については、従来通り、指定（選択）国の記載不備に対する補完命令、出願人の国籍及び住所の記載不備に対する補正命令、指定手数料の不足に対する指定国的一部を取り下げられたものとみなす旨の決定等を行うことから、その根拠を

明確にするために、施行日前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、従前の例によるものとする経過措置を設けることとした。

8. 特例法の改正に伴う経過措置（附則第7条）

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置)

第七条 一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）、実用新案登録出願（一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）、意匠登録出願（一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願を除く。）、商標登録出願（一部施行日前の商標登録出願の分割等に係る商標登録出願を除く。）、商標権の存続期間の更新登録の申請、防護標章登録出願（一部施行日前の防護標章登録出願の分割等に係る防護標章登録出願を除く。）、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び平成八年商標法改正法附則第十一条第一項に規定する重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願に係る第六条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項に規定する手数料に係る同条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、「国、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下この条において「平成十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の特許法第百七条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。）、平成十五年改正法第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。）、平成十五年改正法第三条の規定による改正前の意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。）

又は平成十五年改正法第四条の規定による改正前の商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人（当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。）とする。

改正法の施行後に独立行政法人が納付すべきこととなる特例法で定める閲覧等の手数料等について、特許法の改正に伴う経過措置（附則第2条第4項）と同様の措置を規定する。

9. TLO法の改正に伴う経過措置（附則第8条）

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の改正に伴う経過措置）

第八条 第七条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「旧大学等技術移転促進法」という。）第十二条第一項の認定を受けた者（第三項において「国立大学関係認定事業者」という。）が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る国有の特許権若しくは実用新案権（以下「特許権等」という。）若しくは特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利（一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）又は一部施行日前にした実用新案登録出願（一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。）に係るものに限る。以下「特許を受ける権利等」という。）又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、同条第四項、第六項、第八項及び第十項並びに同項において準用する同条第四項、第六項及び第八項の規定は、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。

- 2 旧大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者（同項に規定する試験研究独立行政法人（以下単に「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果についてその活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者に限る。次項において「試験研究独立行政法人関係認定事業者」という。）が一部施行日前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、同条第二項及び第三項の規定、同条第二項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二条第四項、第六項及び第八項の規定並びに旧大学等技術移転促進法第十三条第三項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二条第十項並びに同項において準用する同条第四項、第六項及び第八項の規定は、一部施行日後においても、なおその効力を有する。
- 3 第七条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十二条第六項及び第八項の規定は、前二項において規定する特許権等又は特許を受ける権利等が国立大学関係認定事業者又は試験研究独立行政法人関係認定事業者とこれらの者以外の者との共有に係る場合に準用する。

TLO法においては、①国立大学の研究成果であって国有のものを取り扱う認定TLO（以下、「国大認定TLO」という。）が国立大学の法人化に合わせて制度上廃止され、公私立大学の研究成果を取り扱う承認TLOとなり、手数料等の全額免除から審査請求手数料と特許料（第1年～第3年分）の半額軽減に移行する点、②独立行政法人の研究成果を取り扱う認定TLO（以下、「独法認定TLO」という。）に係る特許料等が、独立行政法人本体に合わせ全額免除から審査請求手数料と特許料（第1年～第3年分）の半額軽減に移行する点、の2点の経過措置を規定する。

このように負担増になる国大認定TLO及び独法認定TLOについて、想定外の出費がその経営に著しい損害を与えることがないよう、施行日前に特許出願され、かつ施行日前に譲り受けたものについては、従前どおりの措置を講ずることとしている。

なお、国立大学法人の研究成果を取り扱う承認TLOについては、改正後のTLO法附則により、3年間の猶予規定がある。

10. 産業技術力強化法の改正に伴う経過措置（附則第9条）

（産業技術力強化法の改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十六条第一項第三号及び第四号に掲げる者に係る特許出願であって一部施行日前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定は、適用しない。

独立行政法人及び公設試験研究機関の出願に係る特許料の追納に関して、附則第2条第5項の経過措置と同様に、公平性の観点から、施行日前に納付すべきものであって施行日以後に追納する特許料については、改正前の特許法に基づいて納付すべきものとしたものである。

11. 過去の法令の一部改正及び経過措置（附則第10条～第16条）

（1）昭和62年の改正法の一部改正（附則第10条）

（昭和六十二年改正法の一部改正）

第十条 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「千七百円」に、「五千六百円」を「千百円」に、「一万三千五百円」を「五千四百円」に、「八千四百円」を「三千三百円」に、「二万七千円」を「一万六千二百円」に、「一万六千八百円」を「一万円」に改め、同条第四項中「八万四千三百円」を「十六万八千六百円」に、「二千七百円」を「四千円」に、「七万七千三百円」を「十五万四千六百円」に、「九千円」を「一万八千円」に、「第十三号」を「第十一号」に改める。

昭和62年の改正法により一出願中に複数の請求項を含めることが可能とされたことに伴い、料金の計算単位が従来の「発明の数の単位」から「請求項数単位」へと切り替わった。しかし、同法施行日前の出願に係る特許については、引き続き「発明の数の単位」の旧料金体系を適用することとすべく同法附則第3条に特別の料金表が定められており、現在も「請求項単位」の料金体系とは別に、昭和62年改正法施行前の「発明の数の単位」の料金体系が存在する。

今改正の特許関係料金改定の趣旨は、「請求項単位」と「発明の数の単位」のいずれについても当てはまるため、昭和62年の改正法の適用される出願についても特許関係料金の改定を行う。本条は、特許法第107条及び別表第6号の改正と同様の趣旨に基づき、「発明の数の単位」についても特許料を引き下げ、審査請求手数料を引き上げたものである。

(2) 昭和62年の改正法の一部改正に伴う経過措置（附則第11条）

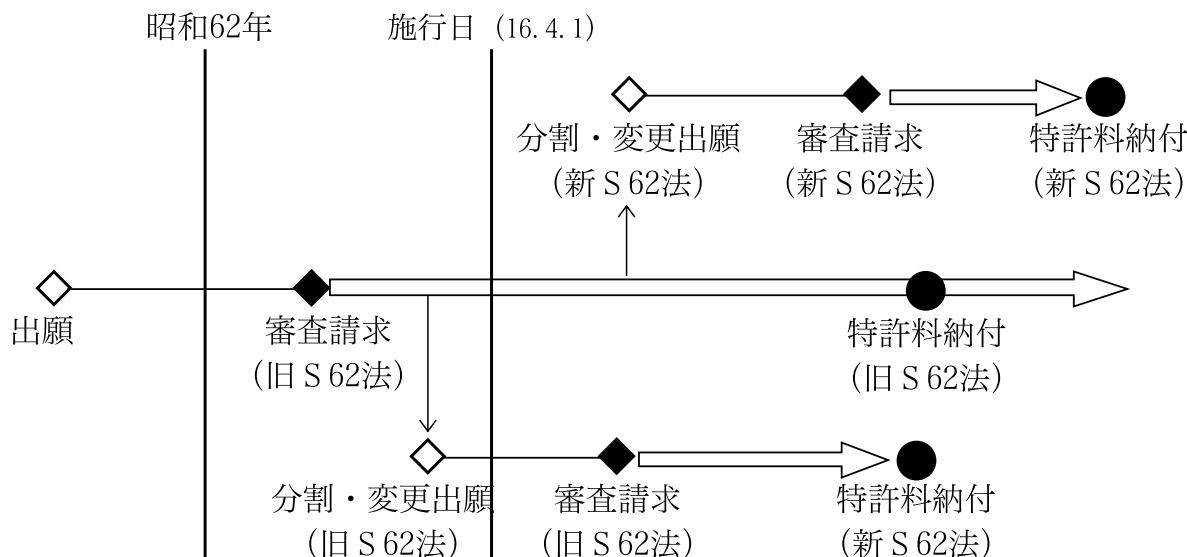
（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法（以下この条において「新昭和六十二年改正法」という。）附則第三条第三項の規定は、一部施行日以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、一部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法（以下この条

において「旧昭和六十二年改正法」という。) 附則第三条第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 新昭和六十二年改正法附則第三条第四項の規定は、一部施行日以後にする特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を含む。）に係る手数料について適用し、一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）に係る手数料については、旧昭和六十二年改正法附則第三条第四項の規定は、なおその効力を有する。

附則第10条により「発明の数の単位」の特許関係料金が改定されるため、本条により、施行時に特許庁へ係属している特許出願等への適用についての経過措置を定めた。これらは、「請求項単位」による特許関係料金について、同様の経過措置を定めた附則第2条第2項及び第3項に対応するものである。



(3) 平成5年の改正法の一部改正（附則第12条）

（平成五年改正法の一部改正）

第十二条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。）」に改め、「第三十七条第一項」の下に「、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項」を加え、同項の表を次のように改める。

第七条の二 第二項	並びに第三十九条第三項	並びに第三十九条第五項（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）
第三十七条	<p>第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。</p> <p>一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。</p> <p>二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。</p> <p>三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。</p> <p>四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。</p>	<p>第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。</p> <p>一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。</p> <p>二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。</p> <p>二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。</p> <p>三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三</p>

	<p>五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。</p> <p>2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p>	<p>号を除く。) 及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。</p> <p>四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。</p> <p>五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。</p> <p>2 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること（その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。</p> <p>3 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p>
第三十九条から第四十一条まで	第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求する	第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次

<p>ことができる。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明瞭でない記載の釈明</p> <p>2 前項の明細書又は図面の訂正是、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p> <p>3 第一項第一号の場合は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。</p> <p>4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>	<p>に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明りようでない記載の釈明</p> <p>2 前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、同項の審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内（当該事件について第四十七条第二項において準用する特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成十五年改正特許法」という。）第一百八十二条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。）は、この限りではない。</p> <p>3 第一項の明細書又は図面の訂正是、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4 第一項の明細書又は図面の訂正是、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。</p> <p>5 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。</p>
--	--

		<p>ならない。</p> <p>6 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>
	<p>(訂正の無効の審判)</p> <p>第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。</p> <p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>	<p>(答弁書の提出等)</p> <p>第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>2 審判長は、第四十一条において準用する平成十五年改正特許法第百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。</p> <p>(訂正の請求)</p> <p>第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項又は第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するこ</p>

とができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明

2 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

3 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第三十九条 第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えるなければならない。

4 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

5 第三十九条第三項から第六項まで並びに特許法第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条並びに第百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第五項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審

判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第百八十二条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2 審判長は、第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第百八十二条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件について第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に請求された同条第一項の審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内

	<p>に前条第一項の訂正の請求をするときは、その審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面を援用することができる。</p> <p>4 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。</p> <p>5 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その審判の請求書に添付された訂正した明細書又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。</p>
	<p>(特許法の準用)</p> <p>第四十一条 特許法第百二十五条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。</p>

		おける費用)の規定は、審判に準用する。
第四十七条 第二項	及び第一百七十九条から第一百八十二条まで	、第一百七十九条、第一百八十条及び第一百八十二条並びに平成十五年改正特許法第一百八十二条
第四十八条 の十二第二項	第三十九条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と	第三十九条第二項中「第三十七条第一項」とあり、及び「同項」とあるのは「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と、同条第六項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と
第四十八条 の十二第三項	第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第一百八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)	第三十七条第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第一百八十四条の十五第四項
第五十条の二	第三十七条第二項(第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第四項	第三十七条第三項(第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第六項(第四十条の二第五項において準用する場合を含む。)
第五十五条 第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは「、実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第二項、同法第四十条の二第三項、同法第四十条の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一条において準用する特許法第一百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後)及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第一百五十六条第一項の規定による

		通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。
第五十六条 第一項及び 第二項	三十万円	三百万円
第五十六条 第三項	前二項	前項
第五十七条 及び第五十八条	十万円	百万円
第六十条	五万円	五十万円
第六十一条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号で定める罰金刑を、その人に対しても各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑
別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	登録異議の申立てをする者
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすることにより、第四十条の三第四項の規定に基づき第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）

附則第四条第三項を次のように改める。

3 平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百六十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十三条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）の決定が確定していない場合における平成十五年改正法の施行後に訂正をする実用新案登録に係る前項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十七条第一項の審判が」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百六十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十三条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」とあるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判決」とする。

附則第四条に次の二項を加える。

4 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改

正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間において訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第二項において準用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

① 旧実用新案について

平成5年の改正において、実用新案法は実体審査を経ない無審査登録制度を導入する抜本改正が行われた。

この際、平成5年の改正法施行日前になされた旧実用新案登録出願については、平成5年の改正法施行日前の旧実用新案法を適用するよう平成5年の改正法附則第4条第1項に規定を設けた。この平成5年の改正法施行日前になされた実用新案登録出願に係る実用新案権は現在20万件程度存続している。

② 平成5年改正法における旧実用新案法の審判制度改正

旧実用新案法については特許法と同様の構造を有しており、平成5年の法改正の際には、特許法と同様に、旧実用新案法においても無効審判と訂正審判の関係を整理する改正が併せて行われた。当該改正は、平成5年の改正法附則第4条第2項において、読み替表を規定し旧実用新案法を読み替えることにより改正を行った。

その後、特許法等において無効審判等の規定が改正された際、同様の改正

を旧実用新案法においても行う必要がある場合には、平成5年の改正法附則第4条第2項の読み替表を改正することにより対応してきた。

(3) 今回の改正

今回の特許法の改正事項である無効審判についての請求人適格の拡大、無効審判請求書の請求の理由の要旨変更の例外的容認等及び訂正審判についての請求期間の制限等は、旧実用新案法においても同様の改正を行う必要がある。このため、今改正法により、平成5年の改正法の附則第4条を改正した。

(4) 平成5年の改正法の一部改正に伴う経過措置（附則第13条）

（平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行前に請求された平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第一百八十二条の規定は、この法律の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

附則第12条により、旧実用新案法の無効審判、訂正審判についての規定が改正されるため、この法律の施行日前に請求された旧実用新案法の無効審判、訂正審判については、その審決が確定するまでは、改正前の旧実用新案法の規定を適用することとした。

(5) 平成 6 年の改正法の一部改正（附則第14条）

（平成六年改正法の一部改正）

第十四条 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「できないものとし、特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百二十条の四第三項後段の規定は、適用しない」を「できないものとする」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

平成 6 年の改正において、権利付与前の異議申立制度から権利付与後の異議申立制度への改正が行われたが、特許と同様に旧実用新案法についても付与前異議申立制度から付与後異議申立制度への改正を行う必要が生じた。

その際には、平成 6 年の改正法附則第 9 条において、旧実用新案法が適用される旧実用新案登録出願については、旧実用新案法の登録異議の申立ての規定を適用せず、平成 6 年の改正後の特許法における付与後異議申立ての規定を準用する規定を設けている。

したがって、特許異議申立制度の改正に伴い、同じ付与後異議申立制度を有している旧実用新案法についても同様に改正する必要がある。よって、平成 6 年の改正法の附則第 9 条を改正して、旧実用新案法においても付与後異議申立てはできないものとした。

(6) 平成6年の改正法の一部改正に伴う経過措置（附則第15条）

（平成六年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行前に請求された前条の規定による改正前の平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又はその確定した取消決定に対する再審については、その登録異議の申立て又は再審の決定が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前にされた前項に規定する登録異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にされた第一項に規定する登録異議の申立てについての取消決定又は登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。

附則第14条により、旧実用新案法においても登録異議申立てが削除されるが、施行前にされた登録異議申立て及びその再審、施行前にされた登録異議申立てについての取消決定に対する訴え等については、改正前の規定を適用することとした。

(7) 平成8年の改正法の一部改正（附則第16条）

（平成八年商標法改正法の一部改正）

第十六条 商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から第六項まで」を「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第四条の規定による改正後の商標法第四十条第四項及び第五

項」に改める。

更新登録の出願に関する平成8年の改正法の附則における項ずれに対応するものである。

12. その他（附則第17条～第19条）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第百七条第一項並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（1） 罰則の適用に関する経過措置（附則第17条）

今回の審判制度の改正にともない、特許法（第197条、第199条、第202条）及び実用新案法（第62条）の罰則規定が一部改正される。罰則の適用については、刑法の原則に基づき、刑事罰の廃止又は刑事罰の対象範囲が縮小する場合を除き、経過措置を設けなくとも刑罰が施行前の行為に遡及適用されることはないが、念のため施行日前にした行為に対する罰則については改正前の規定を適用する旨を規定した。

(2) 政令への委任（附則第18条）

本条は、改正法の施行に伴い必要な経過措置を政令で定めることができる旨を確認的に規定し、附則の各規定以外にも経過措置が必要な場合には、本条を根拠規定として経過措置を定めることとした。

(3) 検討（附則第19条）

今回の料金改定は、知的財産戦略大綱で指摘された「出願・審査請求構造の改革」に対する総合的取り組みの一環として、適正な審査請求行動の促進を目的として行われたものである。そのため、料金改定に伴う今後の出願・審査請求行動等の変化を適切に把握し、更に必要な措置を講じていくことが重要であることに鑑みて、特別に規定したものである。